

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表(第1条関係)

第1条関係改正案	現 行																		
(名称及び位置) 第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前橋市大渡温水プール・トレーニングセンター</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省略		前橋市大渡温水プール・トレーニングセンター	省略	省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前橋市大渡温水プール・トレーニングセンター</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>前橋市六供温水プール</td> <td>前橋市六供町1068番地</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省略		前橋市大渡温水プール・トレーニングセンター	省略	前橋市六供温水プール	前橋市六供町1068番地	省略	
名称	位置																		
省略																			
前橋市大渡温水プール・トレーニングセンター	省略																		
省略																			
名称	位置																		
省略																			
前橋市大渡温水プール・トレーニングセンター	省略																		
前橋市六供温水プール	前橋市六供町1068番地																		
省略																			
2～5 省略 別表(第6条関係) 1～7 省略	2～5 省略 別表(第6条関係) 1～7 省略 8 <u>前橋市六供温水プール</u>																		
8～19 省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>占有利用</td> <td></td> <td>1時間につき5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人利用</td> <td>一般</td> <td>1人1回につき310円</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>1人1回につき100円</td> </tr> <tr> <td>コインロッカー</td> <td>1個</td> <td>1回につき20円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料	占有利用		1時間につき5,500円	個人利用	一般	1人1回につき310円	中学生以下	1人1回につき100円	コインロッカー	1個	1回につき20円				
区分		使用料																	
占有利用		1時間につき5,500円																	
個人利用	一般	1人1回につき310円																	
	中学生以下	1人1回につき100円																	
コインロッカー	1個	1回につき20円																	
	9～20 省略																		

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表(第2条関係)

第2条関係改正案	第1条関係改正後														
(名称及び位置) 第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前橋市千本桜野球場</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>前橋市ローズタウンサッカー場</td> <td>前橋市富田町1674番地8</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省略		前橋市千本桜野球場	省略	前橋市ローズタウンサッカー場	前橋市富田町1674番地8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前橋市千本桜野球場</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省略		前橋市千本桜野球場	省略
名称	位置														
省略															
前橋市千本桜野球場	省略														
前橋市ローズタウンサッカー場	前橋市富田町1674番地8														
名称	位置														
省略															
前橋市千本桜野球場	省略														
2～5 省略 (利用許可等)	2～5 省略 (利用許可)														
第3条 省略 2 省略 3 サービス提供施設(別表の20の項に規定するサービス提供施設をいう。以下同じ。)の利用許可の対象者は、当該サービス提供施設の入場者に対する飲食物の販売その他のサービスの提供者であって、地域の活性化に寄与すると市長が認める事業を行うものとする。	第3条 省略 2 省略														
(利用許可の制限) 第4条 市長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。 (1) 省略 (2) <u>施設、設備又は附属器具(以下「施設等」という。)</u> を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。	(利用許可の制限) 第4条 市長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。 (1) 省略 (2) <u>施設又は附属器具</u> を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。														

あると認められるとき。

(3) 省略

(利用許可の取消し等)

第5条 省略

(特別の設備)

第6条 サービス提供施設の利用許可を受けた者は、当該サービス提供施設に市規則で定める特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた設備を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 前項の設備の設置に要する費用は、利用許可を受けた者の負担とする。

(使用料)

第7条 省略

2 省略

3 サービス提供施設を利用しようとする者は、利用許可を受けてから市長が指定する期限までに使用料を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第8条 省略

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、第7条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外利用等の禁止)

第10条 省略

(原状回復の義務)

第11条 利用許可を受けた者は、その利用を終了したとき、又は第5条の規定により利用を中止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要があると認める場合は、この限りでない。

(賠償責任)

第12条 利用許可を受けた者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 省略

2～4 省略

5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第6条まで及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第14条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、適当と認めるときは、指定管理者が使用料の額の範囲内

(3) 省略

(利用許可の取消し等)

第5条 省略

(使用料)

第6条 省略

2 省略

(使用料の不還付)

第7条 省略

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外利用等の禁止)

第9条 省略

(原状回復の義務)

第10条 利用許可を受けた者は、その利用を終了したとき、又は第5条の規定により利用を中止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(賠償責任)

第11条 利用許可を受けた者は、施設又は附属器具を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 省略

2～4 省略

5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

において市長の承認を得て定める額を、スポーツ施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、利用料金の一部を市の歳入として指定管理者から徴収することができる。

3 第1項の規定により利用料金を収受させる場合における第7条から第9条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第15条 省略

別表(第7条関係)

1～19 省略

20 前橋市ローズタウンサッカー場

区分		使用料
占有 利用	天然芝サッカー場	30分につき12,100円
	人工芝サッカー場	30分につき7,150円
	フットサル場	30分につき7,150円
サービス提供施設(1か月につき)	基本使用料	1平方メートルにつき5,500円
	加算使用料	売上高の40パーセントの額

備考

1～6 省略

7 売上高とは、サービス提供施設の利用許可を受けた者が飲食物の販売その他のサービスの提供をして得た対価の額の総額(消費税及び地方消費税を含む。)をいう。

8 サービス提供施設の利用期間が1か月未満のとき又は利用期間に1か月未満の端数があるときの基本使用料は、日割りによるものとする。

9 サービス提供施設の利用者が電気、ガス、水道、下水道等(以下「電気等」という。)を使用する場合は、この表の20の項に定める使用料に電気等の実費相当額を加算した額を徴収する。

10 この表に基づいて算出した使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第13条 省略

別表(第6条関係)

1～19 省略

備考

1～6 省略